

(様式第1号)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【令和 7 年度】

※1～6, 9:施設所管課記入
7:指定管理者記入
8:指定管理者及び施設所管課記入

指定管理者名	株式会社 一ノ蔵
施設所管課	松山総合支所地域振興課

1. 施設名

施設名	大崎市松山酒ミュージアム 大崎市松山華の蔵	施設の住所	大崎市松山千石字松山242番地1 大崎市松山千石字松山242番地3
		電話番号	0229-55-2700

2. 施設の概要

設置年月日	平成7年3月25日	設置条例等	大崎市松山酒ミュージアム条例 大崎市松山華の蔵条例
設置目的	市の自然や歴史・文化を基盤とした産業の振興を図り、活力と潤いのあるまちづくりを推進する。		
施設の内容	日本酒・味噌醤油漬物など、醸造発酵の技術活用で生産された商品の製造過程や由来を展示し、一般へ理解を深める。		
利用料金	入館料 大人300円, 高校生以下小学生まで150円		
閉館日, 開館時間	月曜日休館(但し月曜日祝日の場合翌日休み)並びに 12月31日～1月3日年末年始休業除く 開館時間:9時30分～17時00分		

3. これまでの管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
平成 6 年度～平成 17 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	2 松山町地域振興公社
平成 18 年度～令和 5 年度	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	3 株式会社 一ノ蔵
年度～	1.直営・2.管理受託・3.指定管理・4.その他	

4. 現指定管理者の指定期間

指定期間	令和 6年 4月 1日 ～ 令和 11年 3月 31日 (5 年 0 ヶ月)
選定方法	2 1.公募 (応募者数: 団体) 2.非公募

5. 指定管理料

令和 7 年度(ア)	令和 6 年度(イ)	(ア) - (イ)
10,000 千円	10,000 千円	0 千円

※(ア)は当該年度, (イ)は前年度とし, それぞれ決算額ベース。

6. 指定管理者が行う管理運営業務の内容

指定事業(業務):施設の使用許可および取消し等に関する業務 施設の維持および管理運営に関する業務 使用料の徴収, 返還および減免に関する業務 事業報告書等の提出 物産品販売管理業務 飲食販売提供業務 その他必要と認める業務
自主事業:事業報告書3ページ【その他の事業実績】に記載。

7. 利用実績等

(1)利用者数

(単位:人, 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	811	348	345	556	649	656	248	853	165	135	230	161	5,157
令和 7 年度	509	371	336	251	392	578	664	885	126	335	509	540	5,496

主な増減要因	1月～2月の期間に開催された企画展がNHKや河北新報, 大崎タイムスに取り上げられたことで期間中の利用者数増に繋がった。また, 10月の企画展も作者が積極的なPRを行ったことで利用者が増加した。
--------	---

※上段に前年度実績を記載し, 下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用者数を記載し, 自主事業による人数・件数は記載しないこと。

(2)利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
令和 6 年度	28	49	54	83	94	92	63	57	35	25	49	25	654
令和 7 年度	49	71	47	31	55	121	76	62	28	59	83	102	784

主な増減要因	10月および1月～2月開催の企画展に多くの来場者があったことが利用料金増加に寄与した。
--------	---

※上段に前年度実績を記載し, 下段に当該年度実績を記載すること。

※指定事業に係る利用料金を記載し, 自主事業による収入は記載しないこと。

(3)サービス向上や利用者数の増加等のために実施した主な取組み

酒ミュージアム開館30周年記念イベント「春のふれあいマルシェ」を一ノ蔵蔵開放と同日開催(4月)
松山邑まつりにおいて一ノ蔵の特別限定品「大和伝ひやおろし」販売実施(11月)

(4)施設利用者の主な声やその対応状況

観覧料が300円は高い。
→令和5年度に条例よりも観覧料を下げる申請を行って300円となっている。これ以上の値下げは収益的に難しいが検討すると回答している。
土日祝日のアクセスが不便すぎる。
→大きな課題ではあるが土日祝日における交通の便の改善は現時点では難しいと回答している。

(5)施設の管理運営における課題

外部トイレの水洗センサーの経年劣化

8. 管理運営状況

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価
------	------	------	------

1 施設全般の管理運営に関する業務 ※ 該当しない項目については、「－」を記入してください。

(1) 人員配置	管理運営に必要な人員及び有資格者を配置している。	◎	◎
(2) 職員研修	業務に必要な職員研修や教育等を適切に行っている。	◎	◎
(3) 管理記録	各種の管理記録(業務日誌等)を適切に整備、保管している。	◎	◎
(4) 安全管理	日常の安全管理や緊急時のマニュアル整備等の体制を整備している。	◎	◎
(5) 清掃・維持管理	施設、設備等の保守点検や維持管理等を適切に行っている。	◎	◎
(6) 施設等の修繕	施設や備品等の修繕を適切に行っている。	◎	◎

2 利用者に関する業務

(1) 利用状況	事業計画書等に基づく利用者数や施設の稼働率がある。	○	○
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収、減免、還付等の手続きを適切に行っている。	◎	◎
(3) 利用者満足度	利用者ニーズの把握に向けた取組みを行っている。	◎	◎

3 事業の実施

(1) 指定事業	仕様書、事業計画書に基づく事業を実施している。	◎	◎
(2) 自主事業	施設の設置目的に沿った自主事業を実施している。	◎	◎

4 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護	協定書等に基づき適切に個人情報を取扱っている。	◎	◎
-------------	-------------------------	---	---

5 管理運営業務の収支等

(1) 収支状況	事業計画書等に基づく妥当な事業収支である。	△	△
(2) 効率的な運営	経費の節減や利用料金収入の向上に向けた取組みを行っている。	◎	◎
(3) 経理事務	専用口座、帳簿等を備え、適切な経理事務を行っている。	◎	◎

評価	評価の考え方
◎ (優良)	協定書や事業計画書等より優れた内容で管理運営を行った。
○ (良好)	協定書や事業計画書等に基づき適正な管理運営を行った。
△ (課題有)	協定書や事業計画書等を下回る内容であり、一部の業務に改善が必要である。
× (改善要)	協定書や事業計画書等に基づく管理運営が行われなかったため改善を要する。

9. 施設所管課の総合評価

華の蔵で提供する特定の飲食物については前日までの予約制とするなど収支改善のための努力を行っている。また、華の蔵の販売物についても工夫されており、令和8年度は松山高校と商品開発および販売を予定している。

自主事業についても毎月独自性のある企画展を開催し、市内外からの来場客獲得に取り組んでいる。

施設管理面についても、日々の保全活動や利用者からの声により、補修箇所等があれば迅速に対応している。

今後も協定書、事業計画書に基づき適正な管理・運営を期待する。